



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会社名 株式会社 ウッドワン
代表者名 代表取締役社長 中本 祐昌
(コード番号 7898 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 藤田 守
(TEL : 0829-32-3333)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）につき、事業目的を追加するものであります。
- (2) 本日「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」で開示のとおり、株式併合を実施し、株式併合による当社発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (3) 本日「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」で開示のとおり、当社は、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線____は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木製品の製造ならびに販売 2. 建材の製造ならびに販売 3. 住宅設備機器の販売 4. 建設工事および建設工事全般に関する企画、設計、管理、施工 5. 建築物に関する各種申請支援業務 6. コンピュータソフトウェアの設計、開発、販売、賃貸、保守 7. 自然再生可能エネルギーによる発電ならびに売電 8. 不動産の売買ならびに賃貸 9. 山林の経営 (新設) <p><u>10.</u> 美術品の収集、売買 <u>11.</u> 前各号に附帯関連するすべての事業</p>	<p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 木製品の製造ならびに販売 2. 建材の製造ならびに販売 3. 住宅設備機器の販売 4. 建設工事および建設工事全般に関する企画、設計、管理、施工 5. 建築物に関する各種申請支援業務 6. コンピュータソフトウェアの設計、開発、販売、賃貸、保守 7. 自然再生可能エネルギーによる発電ならびに売電 8. 不動産の売買ならびに賃貸 9. 山林の経営 <u>10.</u> <u>倉庫業、貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業、貨物取次事業</u> <u>11.</u> 美術品の収集、売買 <u>12.</u> 前各号に附帯関連するすべての事業
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>196,839,384株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>39,367,876株</u>とする。</p>
<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第6条(発行可能株式総数)および第8条(単元株式数)は、平成29年10月1日より効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

3. 変更の条件

変更案第6条および第8条の変更については、平成29年6月28日開催予定の第65回定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日（水曜日）

（ただし、変更案第 6 条、第 8 条の効力発生日は、平成 29 年 10 月 1 日）

5. その他

本日、別途「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」を開示しております。

以上